

報 告 書

令和7年1月31日

東京法務局訟務部 御中

内閣法制局第一部長

（公印省略）

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件（原告：特定非営利活動法人Tansa）について、東京地方裁判所から「甲5の添付文書の内容及びその保管状況」について尋ねられた経緯を踏まえ、以下のとおり報告する。

甲5の添付文書は別添のとおりであり、現在、内閣法制局において保管している。

以上

国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて

令和4年7月14日
内閣官房・内閣府

1 国葬令に基づく葬儀（戦前）

(1) 一般に国葬とは、国が国家の儀式として、国費で行う葬儀のことをいうこととされている（小学館 日本大百科全書（村上重良））。

大正15年に制定された国葬令（大正15年勅令第324号）においては、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の大喪の儀、皇太子、同妃、皇太孫、同妃、摂政たる親王、内親王、王、女王の葬儀のほか、国家に偉功ある者（皇族含む。）が薨去又は死去した場合における特旨による国葬が定められていた（特旨は勅書をもってし、内閣総理大臣が公告）。

※ 岩倉具視、島津久光、伊藤博文、大山巖、山県有朋、松方正義、東郷平八郎、西園寺公望、山本五十六など、皇族8名・一般人12名について、特旨により国葬を実施。

(2) 国葬令第4条において、葬儀を行う当日は、「国民喪ヲ服ス」こととされており、これに基づき、官庁・学校は休みとなり、歌舞音曲は停止又は遠慮、全国民は喪に服し、国葬を厳粛に送ることとされていた。

(3) 国葬令は、法律を以て規定すべき事項を規定するものであったことから、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、昭和22年末に失効した。

2 戦後における内閣総理大臣経験者の葬儀

(1) 戦後の内閣総理大臣経験者の葬儀に関する内閣（国）の関与については、当該者の功績、大方の国民の心情や御遺族のお気持ち等々を総合的に勘案して、個々のケース毎に相応しい方法がとられている。

(2) 具体的には、内閣（国）が関与した葬儀の形式としては、

- ① 国の儀式として行う国葬儀
- ② 内閣の行う儀式として行う内閣葬がある。

(3) その執行者について、過去の実施実績を見ると、国葬儀は国が単独の執行者となっているのに対し、内閣葬については、内閣に加えて、自由民主党、衆議院等と合同で行われている。費用負担については、自由民主党と合同で行われる場合（内閣葬）には、自由民主党と概ね折半している。

※ なお、御遺族が公費での葬儀を固く辞退され、葬儀の実施に内閣（国）が関与しなかったこともある（海部元総理）。

3 閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて

(1) 過去、国葬儀の形式で実施された昭和42年10月の吉田元総理の葬儀については、閣議決定を根拠として行われた。

(2) この点については、

① 国の儀式を内閣が行うことについては、行政権の作用に含まれること

② 国家の賓客として、国の費用で接待（皇居での歓迎行事や宮中晩餐等を実施）される国賓の招致決定についても、行政権に属するものとして、閣議決定により行われていること

③ また、現行の内閣府設置法においては、「国の儀式に関する事務に関すること」が明記されており（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号）、国葬儀を含む「国の儀式」の執行は、行政権に属することが法律上明確となっていること

④ 国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと

から、閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能であると考えられる。

(参考1) 参照条文

○ 国葬令 (大正15年10月12日勅令第324号)

第一條 大喪儀ハ國葬トス

第二條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ國葬トス但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ殤ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ

ニ 前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣總理大臣之ヲ公告ス

第四條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ヲ行フ当日廢朝シ國民喪ヲ服ス

第五條 皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ喪儀ノ式ハ内閣總理大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

○ 昭和二十二年法律第七十二号 (日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律)

第一條 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月三十一日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

○内閣府設置法 (平成11年法律第89号)

(所掌事務)

第四條 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。(以下略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一~三十二 (略)

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること
(他省の所掌に属するものを除く。)

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること

三十五~六十二 (略)

(参考2) 故吉田 茂の葬儀の執行について(昭和42年10月23日閣議決定)

- 1 葬儀は、国において行ない、故吉田 茂国葬儀と称する。
- 2 葬儀に関する事務をつかさどらせるため、葬儀委員長、同副委員長及び同委員を置く。
葬儀委員長は内閣総理大臣とし、同副委員長及び同委員は内閣総理大臣が委嘱する。
- 3 葬儀は、昭和42年10月31日日本武道館において行なう。
- 4 葬儀のため必要な経費は、国費で支弁する。

(参考3) 国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について(昭和59年3月16日閣議決定)

近年の国際関係の緊密化に伴い、外国に賓客の来日が頻繁となっていることにかんがみ、これらの賓客を適切に接遇するため、国賓及び公賓並びに公式実務訪問賓客の接遇について、次のように定める。

- 1 外国の元首又はこれに準ずる者を招へいする場合には、これを国賓として接遇することができるものとし、国賓として接遇することについては、外務大臣が宮内庁長官と連絡の上、その請議により閣議において決定する。
- 2～7 略